

第54期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

2025年度 （2025年 4 月 1 日から）
（2026年 3 月31日まで）

■事業報告

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

上記事項については、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

イフジ産業株式会社

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり決議しております。

(1) 経営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は以下のとおりとする。

【経営理念】

わが社は、高い倫理観を保ち、浮利を迫わず、質実剛健と先憂後楽の社風を確立して、社業の発展に努め、以って、取引先、従業員並びに株主に対する企業責任を全うし、社会に貢献することを旨とする

この理念に基づき、当社は液卵の製造・販売を中心とする事業を展開し、「食の半導体」である液卵をお客様から対価をいただくに値する品質で安定的に供給し続けることで、お客様と継続的な関係を構築し、適正価格で販売する「サステナブル・サプライ」を実現するとともに、卵の可能性を「タマゴテック」で切り拓き、新たな価値を創造し社会に提供していくことを経営の基本方針とする。

(2) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・定款・当社の経営理念及び社会規範に準拠した行動をするために、コンプライアンス規程を定めている。また、「企業活動の基本方針と行動指針 ～私たちの行動基準～」を制定し、その活動全般を統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体が高い倫理観を維持・向上するための施策に積極的に取り組む。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の事業に関する法令・定款等の遵守状況について定期的な監査を行い、その結果を取締役会、監査等委員会及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告するものとし、必要な場合は、当社各部門及び子会社に改善の指示を行う。
- ③ コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、公益通報者通報窓口を社内及び社外にそれぞれ設け、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ④ 当社及び子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報については、法令及び当社の文書管理規程、文書整理及び保存規程等の規程類に基づき適切に保存し、管理する。また、財務報告の信頼性の確保については、経理規程、連結計算書類及び連結財務諸表作成規程をはじめとする各種規程に基づき適切に行う。
- ② 情報システムの信頼性については、システム停止等のリスクに備えるため、情報の取扱い等に関する規程類に基づき情報システムを適切に維持・運営し、必要に応じたセキュリティを確保する。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営に重大な影響を与えるリスクにつき、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制を整備する。
- ②同委員会の下部組織として、営業、製造、購買、経営、子会社の各部会を設置し、部会ごとに配置されたリスクマネジメント推進者を中心として、現状の問題点や将来発生が予測されるリスクについて分析・評価を行い、優先順位を明確にして対策を策定する。
- ③各部会の構成員は、それぞれの所属する事業部または子会社において日常のリスク管理や業務を通してリスクの教育研修活動を行う。
- ④内部監査室は、各部門等におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その結果を監査等委員会及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は必要に応じて是正勧告を行う。
- ⑤大規模自然災害、鳥インフルエンザや食品安全上の事故、新型コロナウイルス感染症等の疫病の発生に備え、供給責任を継続的に果たすため、危機管理マニュアル等に基づき、各事業部の連携を強化し、予防体制を構築する。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、各取締役は担当業務に関する執行状況を取締役会において報告する。
- ②当社の取締役会は、取締役会規程等の社内規則に基づく職務権限及び意思決定のルールにより各人の職務分担、責任・権限を明確にするとともに、必要に応じて取締役会決議により重要な業務執行の一部を取締役に権限移譲し、適正かつ効率的に職務を執行する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程において子会社に関する管理基準を関係会社管理規程に定め、企業集団の業務の適正化に努める。
- ②子会社の経営については、当社の取締役または幹部社員を役員として派遣し、事業運営についての定期的な報告や重要案件についての事前協議を行うなど、当社の経営方針に沿った業務執行を行うとともに、その業務執行を監督する。
- ③当社グループの経営課題に対処するため、子会社の月次経営実績及び子会社取締役会における決議事項は当社取締役会において報告するとともに、経営計画の策定やリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の活動等においては子会社も含めるものとする。

(7) 監査等委員会を補助すべき使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会がその運営事務その他の職務につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査等委員会と協議の上で当該使用人を配置する。
- ② 監査等委員会を補助すべき使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令系統から独立して業務を行うものとし、指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。監査等委員を補助すべき使用人の人事に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ③ 監査等委員会には常勤監査等委員を置き、常勤監査等委員は実効性ある監査のために必要な情報の収集に努める。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員会は、必要に応じて当社及び子会社に対して往査を行い、また、随時それらの取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、これらの者は、これに迅速・適切に対応する。
- ③ 当社は、監査等委員会に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行によって生じる費用及び債務については、当該費用等が当該職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに支払うものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、監査方針及び監査計画並びに監査結果を取締役会において報告する。
- ② 監査等委員は、取締役会に出席するほか、取締役の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。
- ③ 監査等委員は、代表取締役社長及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）等と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
- ④ 内部監査室は、その業務執行に関して監査等委員会に随時報告を行うとともに、両者は監査の実施上緊密な連携を取るものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 法令遵守への取組み状況

当社グループの「企業活動の基本方針と行動指針 ～私たちの行動基準～」の冊子及びその内容を抜粋した携行用カードを作成し、当社及び子会社の全役員及び従業員に所持させるとともに、コンプライアンス研修を年2回定期的に開催するなど、コンプライアンス意識の向上に努めております。

また、社外に公益通報者通報窓口を設け、通報者に不利益が生じないよう留意しつつ、不正行為等の早期発見に努めております。

(2) 重要な会議の開催状況

当期においては取締役会を13回開催し、経営に関する重要な意思決定を行い、また、経営会議及び業務執行会議を原則として月1回開催し、業務執行状況の確認を行いました。

常勤監査等委員はこれらの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(3) 取締役会の実効性評価

取締役会の実効性と透明性を高め、企業価値を向上することを目的として、取締役会実効性評価を実施しております。当期におけるその概要は以下のとおりです。

- ① 監査等委員を含む全取締役に対し、取締役会の実効性に関する全25項目の無記名方式による質問票を配付し、回答を得ました。
- ② 回答内容に基づき取締役会で議論した結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されていると分析・評価いたしました。取締役会の規模や社内取締役と社外取締役の割合、運営状況、実際の審議内容等は概ね適切であり、十分な議論の場として充実を重ねていると判断しております。一方で、中期的な経営計画やサステナビリティ等の重要課題の策定や取締役会の構成のあり方等につき、建設的な意見が提示されました。
- ③ 今後の対応としましては、今回の評価プロセスの中で各取締役から提示された多様な意見を踏まえてアクションプランを策定し、継続的に取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

(4) 損失の危険の管理

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程に基づき、当期においてはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を原則として月1回開催し、全社的な観点から、部会ごとのリスクマップ作成を含めたリスク管理を行い、継続的な製品供給力増強のための施策や鳥インフルエンザに関する対策等を実施するとともに、各部会の取組みの進捗管理を行ってその内容を定期的に取り締めに報告するなど、損失の危険の管理の強化に努めました。

(5) 監査等委員会の監査

当期においては、監査等委員会を13回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会やその他重要な会議に出席し随時意見を述べたほか、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めております。また、監査等委員は、代表取締役及び社外取締役等と経営上の諸課題について定期的に意見交換を行っております。

(6) 反社会的勢力排除の取組み状況

取引先との契約書等には反社会的勢力排除条項を明記することとしているほか、警察当局、弁護士、福岡県企業防衛対策協議会など外部の団体等とも緊密な連携を取っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	455	414	10,523	△297	11,096	64	11,161
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△586		△586		△586
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,003		2,003		2,003
自己株式の取得				△0	△0		△0
自己株式の処分		8		18	26		26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						16	16
当 期 変 動 額 合 計	－	8	1,416	18	1,442	16	1,459
当 期 末 残 高	455	422	11,939	△279	12,539	81	12,620

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	日本化工食品株式会社 HORIZON FARMS株式会社

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、仕掛品、原材料…移動平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～31年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産……………定額法

（のれん、リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

④ のれん

のれんは、その投資効果の及ぶ期間（8年）を合理的に見積り、定額法により償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に液卵、冷凍卵、卵加工品、調味料、オーガニック商品を仕入または製造し、食品メーカーや一般顧客等へ販売しており、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引渡す履行義務を負っております。これら商品または製品の販売については、顧客に引渡しした時点において顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断しており、当該商品または製品の引渡し時点で収益を認識しております。

ただし、国内での販売については、出荷時から顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、商品または製品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で認識しております。また、当社グループが代理人として商品または製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 従業員の退職金制度に……………資格等級に応じて一定金額を月額給与に上乗せして支給する前払について退職金制度を採用しております。
- (2) 消費税等の会計処理 ……………資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(財またはサービスの種類別の情報)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	液卵事業	調味料事業	オーガニックEC事業	
液卵	24,198	—	—	24,198
凍結卵	4,519	—	—	4,519
卵加工品	1,480	—	—	1,480
その他鶏卵関連	262	—	—	262
調味料	—	1,212	—	1,212
オーガニック商品	—	—	877	877
その他	21	0	—	22
顧客との契約から生じる収益	30,482	1,212	877	32,572
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	30,482	1,212	877	32,572

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

取引の対価は、商品または製品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

収益を理解するための基礎となる情報のその他の情報につきましては、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	7百万円
建物及び構築物	896
機械装置及び運搬具	0
土地	1,054
その他（工具、器具及び備品）	0
計	1,958

(2) 対応する債務

支払手形及び買掛金	58百万円
短期借入金	1,320
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	907
計	2,285

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,010百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	8,345,370	—	—	8,345,370

2. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	325	40	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	260	32	2025年9月30日	2025年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	285	35	2026年3月31日	2026年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に基づいてリスク低減を図っております。また、投資有価証券については主として株式であり、株式については定期的に時価や発行先企業の財務状況等を把握しております。

借入金の使途は、運転資金（短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額0百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	207	207	－
資産計	207	207	－
(2) 長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,874	1,831	△42
負債計	1,874	1,831	△42

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,548円64銭
1 株当たり当期純利益	245円90銭

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	455	366	48	414
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別 途 積 立 金 の 積 立				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			8	8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	8	8
当 期 末 残 高	455	366	56	422

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	40	83	6,400	3,393	9,917
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△8		8	－
別 途 積 立 金 の 積 立			700	△700	－
剰 余 金 の 配 当				△586	△586
当 期 純 利 益				1,984	1,984
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△8	700	707	1,398
当 期 末 残 高	40	74	7,100	4,100	11,315

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△297	10,490	64	10,555
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
別 途 積 立 金 の 積 立		－		－
剰 余 金 の 配 当		△586		△586
当 期 純 利 益		1,984		1,984
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
自 己 株 式 の 処 分	18	26		26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			16	16
当 期 変 動 額 合 計	18	1,424	16	1,441
当 期 末 残 高	△279	11,915	81	11,996

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、仕掛品、原材料…移動平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～31年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に液卵、冷凍卵、卵加工品を製造し、食品メーカー等へ販売しており、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引渡す履行義務を負っております。これら商品または製品の販売については、顧客に引渡した時点において顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断しており、当該商品または製品の引渡し時点で収益を認識しております。

ただし、国内での販売については、出荷時から顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、商品または製品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で認識しております。また、当社が代理人として商品または販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 従業員の退職金制度に…………… 資格等級に応じて一定金額を月額給与に上乗せして支給する前払退職金制度を採用しております。
- (2) 消費税等の会計処理 …………… 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	7百万円
建 物	689
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	0
土 地	937
計	1,634

(2) 対応する債務

買掛金	58百万円
短期借入金	1,320
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	907
計	2,285

2. 有形固定資産の減価償却累計額	7,735百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	
売掛金	0百万円
立替金	0
未収入金	1
4. 関係会社に対する金銭債務	
買掛金	1百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引の取引高	
売上高	0百万円
仕入高	54
営業取引以外の取引高	43

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式				
普通株式（株）	209,251	297	13,800	195,748

(注)1.自己株式の増加は、単元未満株式の買取297株であります。

2.自己株式の減少は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分13,800株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	23百万円
減損損失	72
賞与引当金	50
株式報酬費用	37
その他	71
小計	255
評価性引当額	△92
合計	162

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△34百万円
その他有価証券評価差額金	△37
その他	△1
合計	△72
繰延税金資産の純額	90

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,472円07銭
1株当たり当期純利益	243円68銭